

定期監査の結果

1 監査の期間

平成25年9月4日から平成25年9月30日

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部都市計画課、公園緑地課及び建築課

(2) 対象期間

平成25年4月1日から平成25年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

なし

(2) 公園緑地課

ア 概算払で支払われた旅費について、精算に係る出張命令書兼旅費請求書が提出されていなかった。精算による金額の変更がない場合においても、西尾市職員旅費支給条例第20条により適切な事務処理をされたい。

イ 公園維持管理業務契約において、契約書の特記仕様書にある業務計画書及び監視パトロール報告書の提出がされていなかった。契約内容に基づく適正な事務処理をされたい。

ウ ちびっ子広場児童遊園の工事で合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割していると見受けられるものがあつた。事前に工事全体の調査及び経済性や有効性について十分検討するなど適切な事務処理をされたい。

エ 公園施設の占用使用料の算定において、基礎となる使用面積が1平方メートル未満の端数は1平方メートルに計算して使用料額を算出するが、使用面積の実数で計算していた。西尾市都市公園条例に則った事務処理をされたい。

オ 都市公園台帳の記載事項の更新がされていないものがあった。台帳については、都市公園法及び都市公園法施行規則の規定により適正な管理をされたい。

(3) 建築課

ア 浄化槽保守点検業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠として適用しているにもかかわらず見積合わせをしていた。契約の原則は入札の方法により契約の相手方を決定するものであり、契約の公平性、透明性の確保のためにも、随意契約ができる適当な理由がない限り入札により契約を締結されたい。

イ 契約書に契約保証金に関する事項、談合その他不正行為に係る解除に関する事項及び暴力団排除に係る解除に関する事項の記載がなかった。西尾市契約規則又は西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に沿った事務処理をされたい。

ウ 市営住宅管理システム保守契約で、個人情報の保護について契約書に「別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない」となっているが、別記の添付がされていなかった。このため、契約書としては不十分なものとなっており、別記を添付して契約書を補完されたい。

エ 旧市営住宅跡地に係る行政財産目的外使用許可で、財産管理規則で定められている許可要件のうち、「市長が特に必要と認める」ものとして許可をしていたが、その際の明確な許可基準がなかった。許可の透明性・公平性を確保するために、一定の許可基準を定められたい。